

飯能市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第107号

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯能市建築物耐震改修促進計画に基づき、地震等によるブロック塀等の倒壊事故を未然に防止し、通行人の安全の確保を図るため、倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造その他の組積造により若しくは鉄筋コンクリート、コンクリート、れんが、石材その他これらに類する建築材料を用いることにより築造した塀又は門柱のうち、道路等に面する側の地盤面からの高さが1.2メートル以上のものをいう。
- (2) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項若しくは第2項若しくは埼玉県建築基準法施行条例（昭和35年埼玉県条例第37号）第56条の3第1項若しくは第2項で規定する道路又は通学路をいう。
- (3) チェックポイント 建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）によるブロック塀等の安全点検のためのチェックポイントをいう。
- (4) 市内事業者 市内に事業所を有する法人（市の法人市民税に係る事業所の開設届を提出しているものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、点検調査（チェックポイントによりブロック塀等の安全性を点検する調査をいう。以下同じ。）の結果、倒壊の危険性が確認されたブロック塀等の全部又は一部を解体し、及び撤去する工事（擁壁の上部に設置されたブロック塀等にあつては、ブロック塀等の全部を解体し、及び撤去する工事）（ブロック塀等の一部を残す場合にあつては、道路等に面する側の地盤面からの高さを0.6メートル以下とし、建築基準法をはじめとする各種法令を遵守するとともに、必要に応じて補強等の適切な措置を講じ、地震等に対する安全性を確保する工事に限る。）をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象工事としない。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体がブロック塀等の撤去工事を行うとき。
- (2) ブロック塀等が道路改良等の公共事業の補償対象となるとき。
- (3) 販売を目的として整地又は解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行うとき。
- (4) 建築物又は工作物（垣及び柵並びにブロック塀等を除く。）の新築、増築又は改築に伴うとき。
- (5) その他補助対象工事として適当と認められないとき。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内事業者の施工により補助対象工事を実施する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存するブロック塀等を所有し、又は管理する個人（以下「所有者等」という。）であること。
- (2) ブロック塀等の所有者等が複数である場合には、申請者以外の全ての所有者等が撤去工事の実施を承諾していること。
- (3) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）に未納が無いこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に係る撤去費、整地費、発生材運搬費、発生材処分費、仮設費及び諸

経費等（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は撤去するブロック塀等の長さ1メートルにつき1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1敷地につき1回を限度とする。

（申請書の様式等）

第7条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) ブロック塀等の写真
- (3) ブロック塀等の位置、長さ及び高さが記載された図面
- (4) 見積書の写しその他補助対象経費の内容が確認できる書類
- (5) ブロック塀等が存する土地の所有権及び管理権が確認できる書類
- (6) 点検調査の結果
- (7) 市税に未納がないことが確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知書の様式等）

第8条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとするものは、前項の交付決定通知書を受けた後に補助対象工事に着手するものとする。

（変更承認申請等）

第9条 前条の交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは、あらかじめ飯能市ブロック塀等撤去工事補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付申請の内容が変更された場合においても、補助金の額は増額しないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、審査結果を飯能市ブロック塀等撤去工事補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第4号）により同項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（実績報告書の様式等）

第10条 規則第14条第1項の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書は、補助対象工事の完了後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月20日のいずれか早い日までに提出するものとする。

3 第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象工事の完了の状況が確認できる写真
- (2) 補助対象工事に係る契約書及び費用の内訳書の写し
- (3) 補助対象工事に係る領収書の写し又は支払が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（確定通知書の様式）

第11条 規則第15条第1項の規定による通知は、様式第6号により行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。